

監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和8年4月10日

木津川市監査委員 西井 正
木津川市監査委員 倉 克伊

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により、下記のとおり公表します。

なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

記

- 1 監査執行年月日 令和8年2月25日（水） 午後 2時00分から
- 2 監査対象部局及び監査対象
上下水道部
業 務 課
（1）経営戦略に基づく料金改定と今後の投資財政計画や経営課題の改善見込みについて
（2）水道事業・公共下水道事業の費用負担の状況について
（3）広域連携の取り組み状況について
（4）組織改革と職員配置の現状について
工 務 課
（1）建設改良費（現年・繰越）の工事請負・委託の執行状況について（令和7年12月末時点）
（2）上下水道施設（管路を含む）の更新・耐震化と財源措置の現状と今後について
（3）水道施設における水質管理の状況について
（4）公共下水道整備状況と接続率向上の取り組みについて
- 3 監査方法
歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した。
- 4 監査結果
歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内においておおむね適正であると認められた。

なお、一部の事務について、次に示すように指摘を要する事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に留意されるよう意見を述べる。
また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、記述を省略した。

上下水道部

【業 務 課】

監査結果報告に添える意見として、公営企業の経営については、事業等の進捗や収支状況に応じて財政計画を精査し、適切な収益の確保に努めるとともに、特に基金の運用等による財源確保には積極的に取り組まれない。

滞納対策については、安易な時効到来等による不納欠損や債権放棄とならないように、負担の公平性・公正性の観点から、納付資力のある滞納者に対する債権回収に努められたい。

組織については、公営企業の専門的な知識や技術を十分に継承できるよう、職員の人材育成に努められたい。

【工 務 課】

監査結果報告に添える意見として、上下水道施設や管路については、市民生活や産業活動を支える重要なライフラインであり、施設等の老朽化対策や災害時のリスク軽減のためにも、計画に沿って、更新・耐震化整備を滞りなく進められたい。また、財源確保についても、国の財政措置の動向を注視して、積極的な活用を図るように努められたい。

水道水に関しては、安全・安心な水が供給されるよう、適切な水質管理や薬剤保管を行い、水質基準等の保持に努められたい。

工事等の契約事務に関しては、契約事務規則や随意契約ガイドラインに則り、適正に進められたい。

以 上。